

新局庁舎建設に係る要望書

- (1) 新局庁舎2階の「上下水道局事務室」の位置は、1階に合わせて東側端に配置すること。
- (2) 事務室2階部分の南側壁面スペースをなくし、全て執務室にすること。
- (3) 1階の「下水雨水等監視システム室」を2階に配置すること。
- (4) 「水道局倉庫」(メーター、材料等)は、執務室及び局公用車の駐車場の近くに設置すること。
 - ア 一般来庁者用駐車場の南東角に局倉庫と局公用車駐車場のスペースを確保する。
 - イ 公用車専用駐車場の南側を局専用スペースとし、局倉庫と局公用車駐車場を設置する。
- (5) 「作業員詰所」内に更衣ロッカー(10人程度)を設置するスペースを確保すること。
- (6) 「女性更衣室」内に化粧スペース(洗面台等)を設置すること。
- (7) 業者待機用及びお客様センター用の駐車(輪)場は、公用車専用駐車場の南東に設置すること。
- (8) 駐車場から各建物(執務室)への通路は屋根付きとすること。

● 新局庁舎基本設計に係るアンケート (2016. 2. 3提出)

1 執務室について

- ① 「水道局各事務室」の位置が1階と2階でずれているため、来局者(市民等)への案内、誘導するのが難しい。市民サービスの観点から、来局者(市民等)の動線を考慮すること。
- ② 管理者室は、総務課と隣接するよう事務室の内側に配置すること。
- ③ 浄水課は、2階に配置すること。
- ④ 工務課・給排水設備課・下水道課は、業務内容の連携が取れるよう隣接させること。
- ⑤ 浄水課・工務課・下水道課は、監視室の近くに配置すること。
- ⑥ お客様センターは、偽装請負防止のため、営業課と区切り(通路等)をつけて独立させること。
- ⑦ 「水道局窓口」の前のスペースが広過ぎるため、事務室等のスペースに充てること。
 - ・ 執務室内に課会議用の図面が広げられる協議スペースを確保すること。(事故対応時にも必要)
 - ・ 浄水課に作業スペースを確保すること。
 - ・ 現状の書類及び棚等が十分に収納できるよう執務室内にスペースを確保すること。
 - ・ 執務室スペース横に業者との協議スペースを確保すること。
 - ・ 執務室内にマッピングPC、監視モニターPCを設置すること。

2 監視室・データログ室・積算室等について

- ① 「データログOA室」と「中央監視室」は、同じ場所(近く)に配置すること。
- ② データログ室とOA室の取り扱いについて、担当課と協議すること。

- ③ 下水道課用に別途監視室が必要であり、事務室から見える位置に監視装置を設置するスペースを確保すること。【危機管理】
- ④ 偽装請負防止のため、現OA室の委託業者の事務室を別途確保すること。
- ⑤ 積算室等の積算に必要なスペースを確保すること
 - ・ A1プリンター及び用紙置場を確保すること

3 会議室について

- ① 会議室は、大会議室のように1～4部屋ぐらいい間仕切りできるよう設置すること。
- ② 一階にも会議室を設置すること。

4 倉庫・書庫について

- ① 「水道局倉庫」(メーター、材料等)は、執務室の近くに確保すること。執務室から離れていると緊急時の対応に支障をきたし、業務が円滑に行えない。
- ② PCB廃棄物保管場所は、法令基準に基づき倉庫内に専用の場所を設けること。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第2項、同法施行規則第8条の13の保管基準)【法遵守】
- ③ 倉庫が現在の本庁公用車駐車場では天井が低い。高さは3m必要である。
 - ・ 市の集中書庫保管の下水道の書類を移管できるスペースを確保すること。
 - ・ 「書庫」の場所は南側でなくても良い。

5 更衣室・厚生室・休憩室・作業員詰所について

- ① 「厚生室」「休憩室」は、男女別に確保すること。偽装請負防止のため、お客様センターとは場所を分けること。
- ② 「更衣室」は、効率よく移動できるよう動線を考慮し、執務室の近くに確保すること。お客様センターとは場所を分けること。
- ③ 「作業員の詰所」を確保すること。変則勤務職員の仮眠する場所と「厚生室」は分けること。
- ④ 上下水道局内にシャワー(浴室)及び仮眠室を設置すること。事故災害時にも必要である。
- ⑤ 監視室に対応する職員の仮眠室を確保すること。
- ⑥ 業務委託業者作業員の詰所を局舎内に設けること。
- ⑦ 「組合事務所」は、局庁舎内に配置すること。

6 トイレ・湯沸し室について

- ① 「トイレ」の場所は、1階・2階の配管等に配慮して配置したほうが良い。
- ② トイレの数が少ない。
- ③ 障害者用トイレが1階にないので設置すること。

7 駐車場、外構について

- ① 局公用車の駐車場は、局庁舎の近くに確保すること。

- ② 公用車と一般車両の出入り口は分けること。災害発生時の対応に支障をきたし、現場へ直ちに出動できない。
- ③ 応急給水栓(給水塔)の場所には、給水車への給水スペースを確保すること。
- ④ 深井戸の保守点検用ルート及びスペースを確保すること
- ⑤ 井戸の排水用下水マンホールのスペースを確保すること。
- ⑥ 作業車駐車場(ダンプ、給水車含む)には、泥汚れを洗い落とす場所を確保すること。
- ⑦ 給水車とダンプ8台分の駐車スペースは、屋根付きとすること。
- ⑧ 給水車の作業場所は、無線親機と子機間の報告、指示等が円滑に行えるよう、執務室から容易に目視できる所にすること。【事故災害】
 - 業者待機用及びお客様センターの駐車場(バイクを含む)を確保すること。

8 その他

- ① 災害時等の避難経路が容易かつ安全に行えるよう動線を確保すること。
- ② 執務室の近くに金庫が置ける鍵のかかる物品庫を設置すること。
- ③ 遠方から上下水道局庁舎を認識するための「上下水道局」という看板が必要である。危機管理センター、ネットワークセンターとの合同庁舎内で来客者が迷わないよう配慮すること。
 - 暴漢者の侵入を通報する非常ベルを設置すること。
 - 建物の全出入口には、インフルエンザ予防のため、手洗い場所を設けること。【安全衛生】